



島根県報

令和2年12月25日（金）
第 170 号
（毎週火・金曜日発行）
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

指定施業要件の変更予定保安林（3件）	（森 林 整 備 課）	2
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生	（水 産 課）	4
建築基準法の規定による道路の指定	（建 築 住 宅 課）	4

【公 告】

都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提供の状況に関する公表	（市 町 村 課）	4
林業種苗法の規定による生産事業者の登録証の記載事項の変更の届出	（森 林 整 備 課）	6
基本測量の実施	（技 術 管 理 課）	6

【特定調達公告】

テクノアークしまねの電力調達に係る一般競争入札の実施	（産 業 振 興 課）	7
熱分析システムの調達に係る一般競争入札の実施	（ " ）	9

【正 誤】

令和元年6月4日付け島根県報号外第10号中	（道 路 維 持 課）	12
-----------------------	-------------	----

告 示

島根県告示第758号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和2年12月25日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
邑智郡川本町（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - 2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
邑智郡川本町（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び川本町役場に備え置いて縦覧に供する。）
-

島根県告示第759号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和2年12月25日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
邑智郡川本町大字谷戸2846-4、2846-6、2904、2904-6、2943-6
 - 2 保安林として指定された目的
-

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字谷戸2846-4、2846-6、2943-6

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び川本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第760号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和2年12月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

邑智郡川本町大字多田159-2、2798-4から2798-6まで、2799、2801-3から2801-10まで、2802-1、2802-4から2802-6まで、2803-1、2803-6から2803-30まで、2818-2、2832、2833-2、2835-1、2837-1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

邑智郡川本町大字多田159-2、2798-4から2798-6まで、2799、2818-2、2832、2833-2、2835-1、2837-1

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

邑智郡川本町大字多田2831-1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び川本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第761号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和2年12月25日

島根県知事 丸山達也

隠岐の島加入区（漁業協同組合 J F しまね）

島根県告示第762号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく道路のうち、次に掲げる道路を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号に規定する道路に指定したので告示する。

その関係図面は、松江県土整備事務所及び安来市役所に備えて一般の縦覧に供する。

令和2年12月25日

島根県知事 丸山達也

路線名	区 間		道路の幅員	道路の延長	指定の年月日 及び番号
	起 点	終 点			
区5-1号線	安来市黒井田町582番 94地先	安来市黒井田町582番 102地先	メートル 5.0	メートル 16.3	令和2年12月14日 第1号
区5-2号線	安来市黒井田町597番 6	安来市黒井田町607番	5.0	268.0	令和2年12月14日 第1号
区6-10号線	安来市黒井田町625番 5	安来市黒井田町605番 5地先	6.0	294.3	令和2年12月14日 第1号
区6-11号線	安来市黒井田町623番 17	安来市黒井田町623番 16	6.0	18.0	令和2年12月14日 第1号
区6-12号線	安来市黒井田町623番 2	安来市黒井田町598番 1	6.0	52.5	令和2年12月14日 第1号

公 告

住民基本台帳法施行条例（平成14年島根県条例第41号）第5条の規定により、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間における都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提供の状況（同期間内に利用及び提供の実績があったものに限る。）について、次のとおり公表する。

令和2年12月25日

島根県知事 丸山達也

1 都道府県知事保存本人確認情報の利用

(1) 住民基本台帳法第30条の15第1項第1号の規定による都道府県知事保存本人確認情報の利用

事務の内容	利用件数
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請等に係る事実についての審査等に関する事務	10
恩給法（大正12年法律第48号。他の法律において準用する場合を含む。）の規定による年金の給付を受ける権利を有する者等の生存の事実等の確認に関する事務	162
地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定による地方税の課税標準の更正又は決定、税額の更正又は決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実等の確認に関する事務	8,694
旅券法（昭和26年法律第267号）の規定による一般旅券の発給等の申請に係る事実についての審査等に関する事務	4,207
難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）の規定による特定医療費の支給認定の申請に係る事実についての審査等に関する事務	1,560
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）の規定による医療特別手当又は葬祭料の支給の申請に係る事実についての審査等に関する事務	546
児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による小児慢性特定疾病医療費、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費又は障害児入所医療費の支給の申請に係る事実についての審査等に関する事務	226
母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定による母子・父子・寡婦福祉資金の貸付けを受けている者の生存の事実等の確認に関する事務	75
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳の交付等の申請等に係る事実についての審査等に関する事務又は身体障害者手帳の交付を受けた者の生存の事実等の確認に関する事務	1,503
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に係る事実についての審査等に関する事務又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の生存の事実等の確認に関する事務	562
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定による自立支援給付の申請等若しくは地域生活支援事業の実施に係る事実についての審査等に関する事務又は自立支援医療受給者証の交付を受けている者の生存の事実等の確認に関する事務	1,969
戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和41年法律第109号）の規定による特別給付金の支給の請求等に係る事実についての審査等に関する事務	1
家畜商法（昭和24年法律第208号）の規定による家畜商の免許又は登録の申請に係る事実の審査等に関する事務	13
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）の規定による第一種フロン類充填回収業者の登録の申請等に係る事実の審査等に関する事務	3
電気工事士法（昭和35年法律第139号）の規定による電気工事士免状の交付の申請等に係る事実の審査等に関する事務	278
電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）の規定による登録電気工事業者の登録の申請等に係る事実の審査等に関する事務	2
不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）の規定による不動産鑑定士又は不動産鑑定業者の登録の申請等に係る事実についての審査等に関する事務	1

(2) 住民基本台帳法第30条の15第1項第2号の規定による都道府県知事保存本人確認情報の利用

事業の内容	利用件数
島根県吏員恩給条例（昭和23年島根県条例第81号）の規定による恩給の給付を受ける権利を有する者等の生存の事実等の確認に関する事務	20
島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年島根県条例第39号）の規定による浄化槽保守点検業者の登録等の申請等に係る事実についての審査等に関する事務	234
介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護支援専門員資格登録簿における登録事項の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	36
島根県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年島根県条例第16号）の規定による加入の承認の申込み、脱退一時金の支給の請求又は年金受給権者の死亡若しくは現況の届出に係る事実についての審査等に関する事務	354
採石法（昭和25年法律第291号）の規定による採石業者の登録の申請等に係る事実についての審査等に関する事務	1
砂利採取法（昭和43年法律第74号）の規定による砂利採取業者の登録の申請等に係る事実についての審査等に関する事務	6
中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成11年法律第222号）の規定による中小企業設備近代化資金の債権管理に関する事務	3
独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）の規定による中小企業高度化資金の貸付申請又は債権管理に関する事務	1

2 住民基本台帳法第30条の15第2項第2号の規定による都道府県知事保存本人確認情報の提供

提供先	事務の内容	提供件数
教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務	6
公安委員会	道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による放置違反金の納付等を命ぜられた者の生存の事実等の確認に関する事務	82

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定により、次の生産事業者から登録証の記載事項の変更の届出があったので、同法第16条第2項の規定により公告する。

令和2年12月25日

島根県知事 丸山達也

登録番号	生産事業者の氏名又は名称		生産事業者の住所	変更年月日
	変更前	変更後		
202	大原森林組合 代表理事組合長 小林 薫	大原森林組合 代表理事組合長 安達 幸雄	雲南市大東町下阿用 401番地1	令和2年9月25日

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年12月25日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

2 作業期間

令和3年1月15日から同年3月31日まで

3 作業地域

隠岐郡隠岐の島町

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和2年12月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 入札に付する事項

(1) 調達の名称及び数量

テクノアークしまねの電力調達 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及びテクノアークしまねの電力調達仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 調達期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 調達施設

テクノアークしまね

(5) 入札方法

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

イ 落札者の決定は定められた予定価格の範囲内での最低入札価格をもって行い、契約価格は単価とする。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 令和3年1月19日（入札参加資格確認申請の提出期限）までに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(5) 令和3年1月19日（入札参加資格確認申請の提出期限）において、庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成17年島根県告示第208号）第5条の規定により、令和3年から令和5年における庁舎の電気供給業務の入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種別「電気供給業務」に登録され、かつ、入札日においても引き続き当該名簿の当該種別に登録されている者であること。

- (6) 島根県が行う入札について、指名停止の措置を受け、入札日において、その措置の期間が継続中の者でないこと。
- (7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中のものでないこと。
- (8) この入札に係る入札説明書の交付を受け、指定期日までに別に定める申請書類を提出した者であって、入札参加資格を有すると島根県知事が認めたものであること。
- (9) 二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用及び再生エネルギーの導入に関し、入札説明書別紙「二酸化炭素排出係数等環境配慮項目基準表」に掲げる条件を満たしている者であること。
- (10) 電気の供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。

3 入札手続等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎2階
島根県商工労働部産業振興課総務企画グループ
電話 0852-22-6221 F A X 0852-22-5638
メールアドレス sangyo-shinko@pref.shimane.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和2年12月25日（金）から令和3年1月18日（月）までの間、電子メールによって交付するので、入札に参加を希望する者は、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載する本公告に貼付されている「入札説明書交付申請書」に必要事項を記載し、電子メールで(1)の交付場所へ送信すること。

なお、送信後は必ず電話にて到着の確認をすること。

交付時間は、午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）とし、交付費用は無償とする。

(3) 入札参加資格の確認

入札参加資格の審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(4) 申請書の提出期間

令和3年1月4日（月）から同月19日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに提出すること（郵送により提出する場合は、書留郵便とし、提出期間内に必着のこと。）。

(5) 申請書の提出場所

(1)の場所

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年2月5日（金）午前10時

（郵便による入札にあつては、書留郵便とし、令和3年2月5日（金）午前9時までに(1)の提出場所へ必着のこと。）

イ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎6階 第605会議室

4 その他

(1) 契約の手續に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条第1項の規定により、入札書に記載する金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約単価（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に基づき、契約期

間における予定電力等による相当金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(5) 契約書の作成の要否

要する。

(6) 契約における特約事項

本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降に対する当該金額の歳出予算について、島根県議会により予算の減額又は削除があった場合は、契約を解除することができる。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、1回を限度とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Information Related to Bidding

Name of Procurement : Procurement of Electric Power for Techno-Arc Shimane

Procurement Period : From April 1, 2021 to March 31, 2024

(2) Deadline for Submission of Vendor Qualifications : From 9 : 00 a.m. January 4, 2021 to 5 : 00 p.m. January 19, 2021

(3) Date of Bidding and Opening of Bids : 10 : 00 a.m. February 5, 2021

Deadline for Bidding by Mail : 9 : 00 a.m. February 5, 2021

(4) Contact point for the notice : General Planning Group, Industrial Promotion Division, Department of Commerce, Industry and Labor, Shimane Prefectural Government, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane 690-8501 Japan

TEL : 0852-22-6221

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和2年12月25日

島根県知事 丸山達也

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

熱分析システムの調達 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

令和3年5月31日（月）

(4) 納入場所

島根県松江市北陵町1番地 島根県産業技術センター

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第60条の3各号に掲げる要件を備えた者であること。
- (5) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定による入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4 機械器具類」小分類「(3)理化学機器」に登録されている者であること。
- (6) 島根県が実施する物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (8) 以上の全てを満たす者であって、令和3年1月22日（金）午後5時までに入札参加意向届出書及び応札仕様書を提出し、入札開始までに参加の承認を得たものであること。入札参加資格申請については、島根県ホームページで確認し、手続きを行うこと。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県商工労働部産業振興課イノベーション推進グループ

電話 0852-22-6326 F A X 0852-22-5638

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付場所

本公告の日から令和3年1月18日（月）午後5時までの間、4の場所で交付する。

(2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和3年1月22日（金）午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加意向届出書（以下「申請書」という。）及び応札仕様書を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができ

ない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 入札の日時、場所等

ア 日時

令和3年2月8日(月)午前10時まで

イ 場所

令和3年2月8日(月)午前9時までは4の場所とし、それ以降は(2)のイの開札場所とする。

ウ 郵便(書留等配達記録が残るものに限る。)による入札については、令和3年2月8日(月)午前9時までに到着していること。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年2月8日(月)午前10時

イ 場所

島根県松江市北陵町1番地 島根県産業技術センター 第1会議室

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県商工労働部産業振興課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A thermal analysis system

(2) Time limit for tender : 10 : 00 a.m. February 8, 2021

(Bids by post must be received by 9 : 00 a.m. February 8, 2021)

(3) Contact point for the notice : Innovation Promotion Group, Industrial Promotion Division, Department of Commerce, Industry and Labor Shimane Prefectural Government, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan

TEL : 0852-22-6326

正**誤**

令和元年6月4日付け島根県報号外第10号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤		正	
2	島根県告示第56号 の表中	3.50～ 7.20	20.50	7.02～ 14.53	50.41
		3.50～ 12.20	20.50	7.02～ 24.45	50.41
		3.50～ 5.40	15.70	7.02～ 10.84	32.13
		3.50～ 7.60	15.70	7.02～ 15.33	32.13